

地名 散歩

第44回 京都の住所はなぜ長いか

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

①京都市中京区寺町通御池^{お いけあが}上る上本能寺前町488 ②京都市上京区今出川^{いまでがわ}通室町^{むろまち}西入堀^{いるほり}出シ^だ町285 ③京都市中京区西堀川通御池^{にしのとう}下る西三坊堀川町521 ④京都市下京区西洞院^{いん}通塩小路^{こうじ}上る東塩小路町608-8。

これらは①京都市役所 ②上京区役所 ③中京区役所 ④下京区役所の所在地である。これが横浜市役所なら「横浜市中区港町1-1」、東京都庁なら「新宿区西新宿2-8-1」で済んでしまうところを、この京都市の住所の長さは群を抜いている。その理由は何だろうか。

よく知られているのは、京都市旧市街の住所の表示に「通り名」が用いられていることだ。①の京都市役所の例で解説すると、まずこの建物は寺町通(南北の通り)に面していて、御池通(東西の通り)との交差点から北上した(上る)地点にあることを表現している

(実際の市役所は大きいので河原町通にも面しているが)。

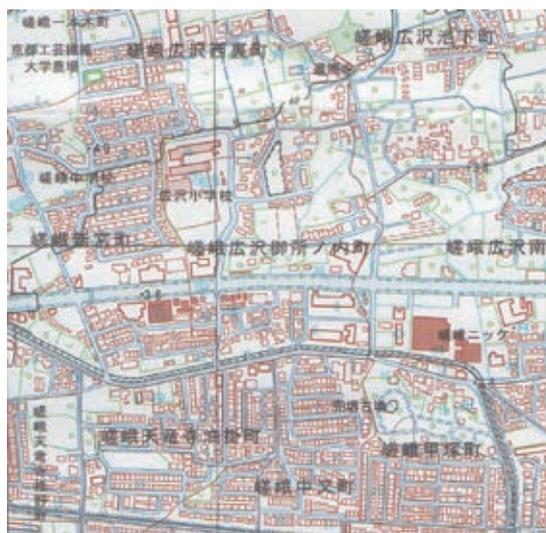
このように京都旧市街の住所は、伝統的に南北通りと東西通りを用いて説明する「道案内方式」なのだ。本来であればそこまでで十分なのだが、今では7桁の郵便番号が町それぞれに対応しているため、最近では町名を併記することが多くなった。この「道案内」の後に来る「上本能寺前町」は、通りとは別に昔から細かく分けられた町名である。

さて、住所に表記される通り名は南北の通りから先、というわけでない。②の中京区役所でわかるように、東西通りの今出川通から先に書く場合もある。②の住所を解説すると、まず建物が今出川通に面しており、室町通(南北通り)との交差点から西へ入ったところを意味している。要するに表示すべき建物が面



旧市街にある京都市役所。住所の表示は通り名(南北通り：寺町通、東西通り：御池通)+町名(上本能寺前町)による。

1:10,000 「京都御所」平成8年修正



京都も大正7年(1918)以降に編入された郊外の住所表示は中心部とは異なり、嵯峨(旧村名)+地域名(広沢など)+旧字名という形式が多い。1:10,000 「太秦」平成15年修正

している方の通りを先に表示し、近場で交差する通りとの関係を表示するのである。だから最初に表示した通り名が南北通りなら、東西通りとの交差点から北へ向かうのが「上る」(カタカナで「上ル」の表記も多い)、南へ向かうのが「下る」となり、最初が東西通りなら、南北通りとの交差点から東へ行くなら「東入る(東入ル・東入)」、西なら「西入る」となる。

東入る・西入るはいいとして、なぜ「北入る」「南入る」でないのかといえば、御所が北にあるため、こちらへ向かうのが「上る」なのだと言われれば納得できる。それに加えて京都の旧市街は南流する鴨川の扇状地に乗っているので、標高的に見ても北の方が高い。このため上る・下るは高さとも一致しているので感覚的にもぴったり来るのである。

さて、7桁郵便番号が導入されて久しい今、通り名など省略して町名だけ、たとえば①なら京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488を、京都市中京区上本能寺前町488と短絡させてしまえばいいのに、とよそ者は考えてしまうが、それほど簡単な話ではない。

実は京都市内には約5000を数える町名がひしめいており、たとえば同じ下京区の中に鍵屋町^{かぎやちやう}が4か所もあるからだ。すなわち①麩屋町^{ふや}高辻下る他の鍵屋町=600-8057 ②正面通木屋町^{きやまち}東入る他の鍵屋町=600-8126 ③鍵屋町通烏丸^{からすま}西入る他の鍵屋町=600-8178 ④若宮通北小路^{きたこうじ}上る他の鍵屋町=600-8317 という具合だ。

この4か所とも「他」と表記したのは、同じ町であっても、どの通りに面しているかで書き方が変わってくるからで、執拗で恐縮だが、たとえば①の鍵屋町なら、a高辻通麩屋町西入る b高辻通麩屋町東入る c麩屋町通高

辻下る(例と同じ) d麩屋町通松原上る、という4通りが考えられる。

このように書いていくと、机上の地図をスッキリさせたくて仕方がない住居表示課の職員さんの、胸をかきむしりたくなる気持ちの芽生えを理解しないでもないけれど、少なくとも数百年以上は続いてきた伝統的な住所表示システムに、底の浅い「整理整頓」に基づいて手を加えることは、伝統に対する挑戦である。京都市はそのことを理解しているからこそ、住居表示法という国の法律を完全に無視するという快拳(政府から見れば暴拳だろうが)に出たのである。住居表示を完全実施した大阪市も、もう少し骨のあるところを見せて、「東京政府」の考え出した浅薄な住居表示政策など冷笑し、京都の精神にならなければ、江戸期からの多くの町名が失われずに済んだに違いない。

さて、京都旧市街の話はずっと書いてきたが、大正7年(1918)以降に京都市に編入されたエリアについてはその限りでない。たとえば右京区役所(京都市右京区太秦下刑部町^{うづまさ けいぶちやう}12)は昭和6年(1931)に京都市に編入された区域で、それ以前は京都府葛野郡太秦村大字太秦字下刑部であった。要するに旧大字名を字名に冠して「太秦下刑部町」という町名にしたものだ。ただし、新市域の地名も必ずしも大字・小字の組み合わせばかりとは限らずいろいろなパターンがあり、京都ならではの寺の名を中に挟んだものも目立つ。たとえば葛野郡・嵯峨町・大字上嵯峨・字大門という住所は現在の右京区・嵯峨・釈迦堂・大門町となっている(判別のため・を挿入)。これは昭和6年(1931)の市域編入に際して大字上嵯峨^{もんぜん}が広沢、大覚寺門前、二尊院門前、釈迦堂などに分割された結果である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.706
2015 November



表紙写真
「都電のゆく街」

第30回写真コンクール
＜自由部門＞入選
立原 英二●茨城会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第40回 相続法制の変遷と旧民法の基礎知識
法制史学会 会員 司法書士 末光 祐一

09 地籍問題研究会

第13回定例研究会

14 「土地家屋調査士の日」記念講演会(鹿児島)

「土地を育むことと表示に関する登記の役割」
「外」でもない話や「耳」よりな話のいくつか

15 愛しき我が会、我が地元 Vol.21

茨城会/福岡会

19 取材レポート

『稼げる資格』に土地家屋調査士が紹介されました！

20 会長レポート

22 国民年金基金から

24 土地家屋調査士新人研修開催公告

中部・四国・北海道ブロック協議会

25 土地家屋調査士新人研修修了者

関東ブロック協議会

26 土地家屋調査士名簿の登録関係

27 ちょうさし俳壇

28 ネットワーク50

秋田会

30 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

31 広報員紹介

32 ADR認定 土地家屋調査士になろう！

35 公嘱協会情報 Vol.116

37 会務日誌

39 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第40回 相続法制の変遷と旧民法の基礎知識

法制史学会 会員 司法書士 末光 祐一

1. はじめに

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷において民法900条4号ただし書前段の規定が日本国憲法第14条第1項に違反している旨の決定があった。「本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。」としたうえで、「本決定の違憲判断は、Aの相続の開始時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。」と判示された。

つまり、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、」の規定は無効であるとされ、この決定を受けて、同年12月5日民法の一部を改正する法律が成立し(平成25年法律第94号)、同年9月5日に遡って改正された現行民法が適用されることになった。これによって、同月5日以後に開始した相続について、相続人の中に嫡出子と非嫡出子の双方がいる事案では、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等のものとして扱われることになった。また、同月4日までに開始した相続であっても、前記最高裁決定の趣旨に鑑み、平成13年7月1日以後に開始した相続については、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等のものとして扱われることとされたうえで、既に遺産分割の協議や裁判が終了している場合など確定的なものとなった法律関係については、その効力が否定されることはないとされた(平成25年12月11日民二第781号民事局長通達)。

これは最直近の相続に関する法律の改正であるが、これまでも幾多の法改正を経て現行民法に至っているということであり、相続法制も時代時代で大きく異なっていた。相続に関しては原則として相続開始当時の法令が適用される(不遡及の原則)ため、

現代においても実務に当たる際には、当然に当時の法令を知っていなければならないことになる。

そこで、本稿では、明治維新时期から現代に至るまでの相続法制の概略を述べ、併せて、旧民法施行中の相続法制について、現行民法にない制度を中心に、解説を加えることとする。

なお、以下、歴史的に正確を期す意味から、現在では呼称することが不適當な用語であっても当時のまま使用していることもあるが、純粹に研究目的によることをご理解賜りたい。

2. 相続法制の変遷

明治維新以後、相続に関する法令は、太政官布告、達等によって発出され、概ね必要に応じてその都度、個別事案を中心に対処されていたが、明治6年1月22日太政官第28号布告によって華士族家督相続法が発出された。これは、近代的な民法ではないものの、ある程度まとまった形で相続に関する規定が定められたもので、明治8年5月15日太政官指令によって平民にも適用されることが明らかとなった。これによれば、当初は子の家督相続順位は当主の自由意志に任されたが、明治6年7月22日に一部改正され、以後は原則として長男が家督相続すべきものとされた。

華士族家督相続法以後は、これと併せて、これを補完する各種の太政官布告等が相続に関する準拠法となっていたところ、明治19年2月26日勅令第1号で公文式(読み方：こうぶんしき)が制定され、法令の形式が太政官布告等から法律に変わった。ちなみに、最初に公布された法律が、明治19年8月13日法律第1号登記法であり、明治20年2月1日から施行された。いわゆる、旧登記法である。

明治23年4月21日法律第28号民法財産編財産取得編債権担保編証拠編の制定に続いて、明治23年10月7日法律第98号民法中財産取得編人事編が制

定された。これが相続登記実務において旧々民法と呼ばれているもので、そのうち財産取得編、人事編に相続に関する規定が定められている。旧々民法は明治26年1月1日から施行される予定であったが、明治29年12月31日まで施行が延期され、さらに明治29年4月27日には「民法財産編財産取得編債権担保編証拠編」が廃止され、明治31年6月21日には「民法中財産取得編人事編」廃止され、結局、旧々民法は施行されなかったため、成文法としての効力はなかったものの、概ね当時の慣例に基づいて制定されたと思われることから、明治31年7月15日までに開始した相続に関しては、旧々民法の規定が大いに参考になると考えられる。旧々民法によれば、後述する旧民法と同様に相続には家督相続と遺産相続とがあり、前者は戸主の死亡、隠居等により開始する相続であり、同じ家(戸籍)の長男が優先して単独で家督相続人となり、後者は家族(戸主以外の者)の死亡によって開始し、旧民法の規定とは異なり同じ家(戸籍)の長男が優先して単独で遺産相続人となった。

明治31年6月21日号外法律第9号民法中修正ノ件により追加制定された明治29年4月27日法律第89号民法の第四編第五編が、明治31年7月16日に施行された。これが、相続登記実務において旧民法と呼ばれているもので、多くの改正を経て現行民法に繋がっている。

旧民法は、「家」を中心に規定されているが、家とは、「戸主」を中心人物とすると法律上の親族団体であり、戸主以外の家の構成員を「家族」といった。相続登記実務においては、家とは戸籍であり、同じ家に入っている者とは、同じ戸籍に入っている者を意味すると理解して差し支えない。

旧民法における相続には、現行民法には全くない家督相続の制度や、現行民法の相続にある程度近い遺産相続の制度があった。また、親族関係(身分関係)についても現行民法と異なっているものがあり、ということは相続に関してだけでなく、親族関係も異なることがあるということであり、例えば、当時の法律では「子」が相続することになっていたとしても、「子」の概念そのものが現行法と異なることもあることになり、それらのことを理解したうえで相続人を特定しなければならないのである。旧民法特有の親族・相続の制度については3で概説する。

昭和22年4月19日法律第73号日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律が公布され、昭和22年5月3日から施行された。いわゆる応急法(応急措置法)と呼ばれる法律で、同法附則第2項により昭和22年12月31日に失効したが、この間に開始した相続については、原則として旧民法が適用されるどころ、妻又は母であることに基づいて法律上の能力その他を制限する規定、戸主、家族その他家に関する規定については適用されないこととなったため、婿養子縁組制度、入夫婚姻制度、去家による縁組解消制度、遺言養子制度、継親子・嫡母庶子制度、家督相続制度が適用されなくなり、新民法による相続と概ね同様となった。

その後、昭和22年12月22日法律第222号民法の一部を改正する法律により全面的に改正された民法第四編第五編が昭和23年1月1日から施行され、これは相続登記実務において新民法と呼ばれているが、これにより、現行民法まで配偶者は常に相続人となり、子(昭和37年6月30日までは直系卑属)、直系尊属、兄弟姉妹はその順位で相続人となるとされている。また、配偶者と共同相続となる際の相続分の割合は、それぞれ、子は2分の1(昭和55年12月31日までは3分の2)、直系尊属は3分の1(同様に2分の1)、兄弟姉妹は4分の1(同様に3分の1)となり、同順位間では均等の割合で共同して相続人となるとされている。

嫡出子と非嫡出子との相続分割については非嫡出子の相続分は嫡出子のその半分であったものが、現行民法において同一となったことは前述したが、兄弟姉妹については、同順位の兄弟姉妹がある場合は、半血の兄弟姉妹の相続分割は全血の兄弟姉妹の相続分割の2分の1となり、代襲相続に関しては、応急法当時は適用がなかったところ(昭和25年10月7日民事甲2682号回答)、新民法になって兄弟姉妹の代襲者はその子(被相続人の甥姪)には限られず孫以下も代襲者となったが、昭和56年1月1日以後は、兄弟姉妹の子(被相続人の甥姪)に限られた。

3. 旧民法特有の親族・相続制度

① 家督相続

家督相続とは、戸主の死亡、隠居等によって開

始する相続で(旧民法964)、家督相続人が単独で、原則として、一身専属のものを除く前戸主の権利義務を承継し、系譜、祭具及び墳墓の所有権は家督相続の特権に属した(旧民法986、987)。

家督相続人になる者は法定されており、第1順位から第5順位まで定められている。第1順位は第一種法定家督相続人と呼ばれ、戸主と同じ家の直系卑属であり、原則として年長の男子(長男)が最優先に家督相続人となる。第1順位がないときは、戸主は第2順位として家督相続人を指定しておくことができ、その指定家督相続人もいないときは、第3順位の第一種選定家督相続人として同じ家の配偶者や兄弟、姉妹等から家督相続人が選定され、第一種選定家督相続人の被選定対象者がいないときは、第4順位の第二種法定家督相続人として同じ家の親等の最も近い直系尊属(父が優先)が家督相続人となり、それら直系尊属もないときは、第5順位の第二種選定家督相続人として親族会が親族や、場合によっては他人からでも家督相続人を選定することができた(旧民法970～985)。

誰が家督相続人となったかについては、ほとんどの場合、戸籍に記載されている。

② 遺産相続

遺産相続は、家族の死亡によって開始した(旧民法992)。遺産相続人は、直系卑属、配偶者、直系尊属、戸主の順位で遺産相続人となり(旧民法994、996)、同順位の相続人が数人あるときの各自の相続分は相均しいが、直系卑属に嫡出子と庶子、私生子があるときは、庶子、私生子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1となった(旧民法1004)。現行民法と異なり、配偶者が常に相続人となることはなかった。

誰が遺産相続人となるかは戸籍には記載されないもので、旧民法に基づいて戸籍の記載を読み解く必要がある。

③ 庶子、私生子

旧民法において非嫡出子は庶子又は私生子と呼ばれていた。まず、婚姻関係にない男女の間に生まれた子は私生子といい、私生子のうち、父に認知された子を庶子といった(旧民法827)。つまり、

私生子とは父に認知されていない非嫡出子をいい、父に認知された非嫡出子を庶子というのであるが、庶子とはあくまでも父との関係をいい、母との関係においては私生子であるとされていた。なお、昭和17年3月1日以降は、「私生子」は「嫡出ニ非サル子」と呼び改められた(解説の都合上、以下、私生子と表示した)。

一般に、子は父の家(戸籍)に入ることになっていた(旧民法733①)。非嫡出子も同様に原則として父の家に入るが、父不明の子、すなわち私生子は母の家に入り、父母不明の子(棄児等)は一家を創立(その子を戸主とする単独の戸籍を編製)することになっていた(旧民法733②③)。ただ、家族(戸主以外の者)の非嫡出子が父又は母の家に入るためには、その家の戸主の同意が必要とされた。それで、父の家に入ることができない子は母の家に入り、母の家に入るにも母の家の戸主の同意を要し、その同意が得られなければ、その子は一家を創立したのである(旧民法735)。

なお、庶子については、非嫡出子としての出生届の後に認知をすることもできるが、父が庶子としての出生届(庶子出生届)をすることもでき、庶子出生届によって同時に認知の効力が生じた。

当時の庶子、私生子の文字は、現在においては戸籍上は塗抹されている。

庶子については、遺産相続に当たって、その相続分が嫡出子の相続分の半分となり、家督相続に当たっても同性の嫡出子よりも相続順位が遅れるが、男子の庶子は女子の嫡出子に優先することとなる。

他方、私生子については、遺産相続に当たって、その相続分が嫡出子の相続分の半分となることは庶子と同様であるものの、家督相続に当たっては、男子の私生子であっても女子の嫡出子よりも相続順位が遅れ、その他にも、私生子は後述する継親子関係を生じ得ないとされていた。

④ 入夫婚姻

旧民法においては、普通の婚姻の他に、入夫婚姻という婚姻の形態があった。入夫婚姻とは、女戸主が入婿を迎える婚姻のことをいい、この場合の夫を入夫といった。旧民法では婚姻によって妻は夫の家に入るのが原則であるが、入夫婚姻の場

合には、夫(入夫)が妻の家に入った(旧民法788②)。ここで女戸主とは、女の戸主のことであり、通常は男が優先して家督相続人となるため、男の戸主が多かったと思われるが、戸主に一人娘や姉妹の娘だけしかいなかったときは女戸主が生じた。このような場合、妻となるべき者が戸主であるため婚姻に際して夫の家に入ることで妻の家に戸主がいなくなるため、隠居又は廃家をして限り、婚姻をする(嫁に行く)ことができない。それが、入夫婚姻では入夫が妻の家に入るため婚姻する(婿を迎える)ことができたのである。

入夫婚姻によって、婚姻が成立すると同時に、原則として入夫が戸主となる(旧民法736本文)。つまり、入夫婚姻を原因として家督相続が開始し、入夫が家督相続人となるわけである(旧民法964iii)。これにより、入夫を戸主とする新戸籍が編製され、戸籍に家督相続の旨の記載はされないが、前戸主(女戸主)を被相続人、入夫を家督相続人とする家督相続の相続登記をすることになる。

ただ、婚姻の当事者(妻たる女戸主と夫たる入夫)が反対の意思表示をすることによって入夫が戸主とならないとすることもでき(旧民法736本文)、この場合には入夫への家督相続は開始しない。

入夫婚姻は家制度に基づくものであるため、応急法の施行後は普通の婚姻以外はすることはできなくなったが、応急法までになされた入夫婚姻は、以後も普通の婚姻としての効力は継続している。

⑤ 婿養子縁組

入夫婚姻の他にも旧民法特有の婚姻の形態があった。これが、婿養子縁組である。婿養子縁組とは、戸主又は家族たる父(母)が男子を養子とし、同時にその父(母)の娘とその養子が婚姻することをいい、この場合の夫を婿養子といった。婿養子縁組という用語には養子縁組と婚姻の両者の意味を包含する。

入夫婚姻と同様、婿養子縁組の場合も、夫(婿養子)が妻の家に入った(旧民法788②)。例えば、戸主の一人娘は法定の推定家督相続人であり、本家相続の場合を除いて、他家に入り、又は一家を創立することができない(旧民法744①)という去家(家を去ること)の制限に関する規定があるた

め、一人娘は夫の家に入ることができない。つまり婚姻できないことになるが、そこで、婿養子縁組によって婚姻することができたのである。

婿養子縁組は、女(娘)婿とするためのもので(旧民法839但書)、婚姻と養子縁組を同時に成立させるため、婿養子縁組であることを表示して届出を行った。

入夫婚姻と異なり、婿養子縁組の場合は直ちに家督相続が発生することはなく、婿養子は将来の家督相続人候補者になるに過ぎず、第一種法定推定家督相続人は婿養子によって家督相続権を害されることはないため(旧民法973)、戸主の直系卑属としての家督相続の順位は自己(婿養子)の妻には優先するものの、その妻の順位を超えることはないと言われた。

婿養子縁組は家制度に基づくものであるため、応急法の施行後は普通の婚姻以外はすることはできなくなったが、応急法までになされた婿養子縁組は、以後も普通の婚姻と普通の養子縁組としての効力は継続している。

⑥ 継子

現行民法における親子関係は、実親子関係(嫡出子、非嫡出子)と養親子関係(普通養子、特別養子)だけであるが、旧民法中では実親子関係及び養親子関係の他に継親子関係があり、これも法定親子関係として認められていた。

継親子関係における親を継親、すなわち継父、継母といい、子を継子といったが、俗に、再婚した相手の「連れ子」のことである。

継親子関係が発生する要件、つまり、継子とは、配偶者の子にして婚姻の当時配偶者の家にある者又は婚姻中にその家に入った者をいうとされるため(大正9年4月8日大審院判決)、甲が乙と婚姻した際、同じ家には乙の子である丙がいるときは、甲を継親、丙を継子とする継親子関係が生じ、また甲が乙と婚姻した際、他の家には乙の子である丙がいるときは、甲乙婚姻時には継親子関係は生じないが、その婚姻の継続中に、丙が、甲と乙と同じ家に入籍したときには丙を継子とする継親子関係が生じた。

継親と継子との間は、親子間と同一の親族関係が生じることになるため(旧民法728)、継子は継

親の直系卑属となる。

したがって、遺産相続の場合においては、実子、養子だけでなく、継子も直系卑属として相続権を有することになる。

前記丙が乙の庶子であった場合にも非嫡出の継親子関係が生じ、この場合は、庶子丙にとって甲は嫡母と呼ばれることになる。

継親子関係は、父(母)と継母(継父)の離婚によって、又は父(母)の死亡後生存配偶者たる継母(継父)がその家(継子の家)を去ることによって、終了するが(民法729)、本家相続、分家、廃絶家再興の場合には、夫婦の一方の死亡後生存配偶者がその家を去っても終了しないとされていた(旧民法731)。

継親子関係は家制度に基づくものであるので、応急法の施行をもって親子関係が消滅した。

⑦ 去家

去家とは、家を去る(他の戸籍に異動する)ことであり、前述のような、法定の推定家督相続人の去家制限や、去家による継親子関係の消滅に関する規定があるが、その他にも重要な法律効果を生じることがある。

まず一つには、去家による養親子関係の消滅である。現行民法において養親子関係が消滅するのは養子離縁があったときに限られているが、旧民法施行中は、養親が、養家を去った(去家)ときは(本家相続、分家、廃絶家再興の場合を除く。)、その者(去家した養親)及びその実方の血族と養子との親族関係は消滅した(旧民法730②、731、平成21年12月4日最高裁第二小法廷判決)。ここで去家とは、他家から入った者が、その家を去ることをいい、生来その家の者が、その家を除籍となることは、去家には該当しない。例えば、甲が乙と婚姻(妻乙が他家から入籍)してから、甲を養父、乙を養母とし、丙を養子とする養子縁組をした後に、甲乙が離婚し、乙が実家に復籍しても、現行民法では乙と丙が離縁しない限り、その養親子関係は継続するが、旧民法中にある乙と丙が離縁していなくても、乙丙間の養親子関係が消滅した。旧民法中に養親の去家によって消滅した養親子関係は、応急法施行によっても復活することはない。

もう一つが、養子離縁後に去家すると養子縁組に基づいた親族関係が消滅するというもので、養子と養親及びその血族との親族関係は離縁によって終了し、養子の配偶者、直系卑属又はその配偶者が養子の離縁によって養家を去ったときは、その者と養親及びその血族との親族関係は終了するとされていたものである(旧民法730)。例えば、甲を養父、乙を養子とする養子縁組をなし、乙が婚姻し、その子丁が甲、乙と同じ家で生まれたときは、甲と丁には親族関係(甲が祖父、丁が孫)が生じ、その後、甲乙が離縁したときは、現行民法では甲と丁の親族関係が消滅したが、旧民法中においては直ちに消滅することはなく、丁が甲の家を去家することによって消滅した。つまり、甲乙離縁後に甲が死亡すると旧民法中においては、丁は、甲の家を去家していない限り、代襲相続権があった。このように、旧民法下では、離縁も代襲原因となる場合があったのである(昭和4年1月22日大審院第二民事部判決)。

甲乙の離縁後、丁が去家していないことにより継続している親族関係は、応急法の施行によって消滅した。

⑧ 隠居

隠居とは、実社会における引退や、家業を後継者に譲るなどのことではなく、戸主が、生前に、戸主の身分を退いて、戸主の身分を家督相続人に譲り、自己は新戸主の家族となる身分上の法律行為をいった。隠居するには、60歳以上(裁判所の許可を得れば60歳未満であっても隠居することができる。)であること(ただし、女子の戸主(女戸主)の隠居は、年齢制限はない。)、第一種法定推定家督相続人又は指定家督相続人が存在していることを要し、隠居届によって効力を生じた(旧民法752～757)。

旧民法施行中は、戸主の死亡だけでなく、戸主の隠居によっても家督相続が発生したわけで、生前の家督相続であるとも言える。隠居によって、家督相続が開始し、死亡による家督相続の場合と同様、長男が優先して家督相続人となった。隠居により、家督相続人が新戸主となり、隠居者(前戸主)は家族(他の家族も新戸主の家族となる。)となった。

つまり、戸籍上、隠居による家督相続が生じている場合は家督相続を適用することになるが、相続対象となる不動産の取得年月日によっては、それが適用できない場合がある。

隠居者が隠居後に取得した不動産については家督相続時には所有していなかったものであるため家督相続の対象とはならず、隠居後に死亡した場合に相続の対象となるわけで、隠居者は戸主でなく家族として死亡したものであるため、この不動産については家督相続ではなく、遺産相続を適用することになるのである(大正2年6月30日民第132号法務局長回答)。隠居後に死亡した戸主であった者の相続人の特定については、不動産の取得の年月日にも留意する必要がある。

4. おわりに

今、空き家の急増が日本各地で地域社会に深刻な負の影響を与えている。これらの空き家は、いわば

管理が不十分な不動産の典型であり、耕作放棄農地や管理放棄森林等もその類、同根の問題であろう。

これらの管理不十分な不動産は、現実の管理が十分でないだけでなく、登記名義が現在の所有者と一致していないことも少なくない。所有者の所在の把握が困難な不動産の増加がクローズアップされているが、事業対象の不動産だけでなく、隣接地、あるいは対面地の登記名義人が現在の所有者ではなく、かなり以前に死亡している者の登記名義のままになっているものが少なくないということである。

このような場合には、現行民法ではなく、当時の相続法を適用する必要がある、国土の強靱化が求められているなか、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に資するのみならず、防災、復興、減災に関する事業においても、登記や地図作成が正確かつ迅速に実施されることが欠かせないものとなっている。

登記や地籍の実務に携わる者にとっては旧民法は現行法令であるともいえ、旧民法等の正確な理解が、よりいっそう重要となってくると考えるのである。

地籍問題研究会

第13回定例研究会

日 時：平成27年7月25日(土)午後1時30分～午後5時40分
会 場：明海大学浦安キャンパス講義棟2201教室(千葉県・浦安市)
テーマ：人口減少高齢社会と土地境界管理
主 催：地籍問題研究会
協 力：千葉県土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

地籍問題研究会(以下「研究会」という。)が主催する定例研究会は、第1回の平成23年7月31日(日経カンファレンスルーム(東京・大手町))から始まり、今回で13回目となりました。一巡したという言い方は歳が分かってしまいそうですが、ここで今一度、この研究会の原点を振り返ってみることにしましょう。

研究会のホームページから設立趣意書を転載します。興味のある方は「地籍問題研究会」で検索してみてください。



■地籍問題研究会 設立趣意書

古くは、7世紀の班田収授の法に遡ると言われる日本の地籍に関する制度は、明治維新以降、幾多の変遷を経て、今日では、不動産登記法によって体系化された制度として定着し、不動産にかかる権利の保全・利用・取引・流通・管理にとって最も重要な制度のひとつとして評価を得ています。

私たちの暮らしに不可欠な土地の毎筆の現状を正確に把握し、これを公示する制度は、それぞれの国の成り立ちや社会の発展過程と、密接に関係して形づくられてきたものであり、法秩序の安定とこの制度を利用するすべての人々の信頼を得て、はじめて有効に機能する仕組みであると言えるのではないのでしょうか。

私たちの生活する社会は、世界的な規模で繰り広げられている金融・経済活動と連動した高度に情報化が進んだ、絶えず変化する社会であり、あらゆる分野において、従来の仕組みを固定化してとらえる

ことなく、将来にわたり、多くの市民にとって有効で利用しやすい仕組みはどうあるべきかを追い求める必要があると考えるに至りました。

地籍に関する研究に取り組むに当たっては、登記制度、登記実務、測量技術のみならず、土地法制や歴史・文化、生活環境、都市計画、農業・林業、不動産取引等、多岐にまたがる分野についての識見が必要となりますが、残念ながら、地籍を体系的に研究する分野については、その研究環境が整っているとはいえ、その研究成果も多いとはいえない状況にあります。

他方では、この分野に関係する人々が、学域・業域の枠組みを越えて、地籍に関する実務者とも連携ができる研究会を待ち望む声も数多く届いています。

このことを踏まえ、地籍に関する制度及びその環境の充実発展に資することを目的として「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点として「地籍問題研究会」を発足させるものであります。

2010年10月

地籍問題研究会発起人一同



それでは、以下、第13回定例研究会の開催について報告します。

午後1時30分定刻どおり、阪本一郎氏(明海大学教授)により主催者挨拶及び本日の定例研究会の趣旨説明並びに千葉県土地家屋調査士会へのお礼の言葉があり、定例研究会が始まりました。

■第1部 人口減少高齢社会における不動産管理・境界管理のあり方

◆基調講演 人口減少高齢社会と不動産管理

講師 吉原祥子氏(東京財団・当研究会幹事)



今日的な問題について、下記のとおり五つの論点により北海道等を例に挙げ、さまざまな統計資料等を駆使して問題点を浮き彫りにしながらの、大変、興味惹かれるご講演となりました。

低・未利用の土地の行き場がなく、コスト割れするために相続登記が放置されたままになったり、管理されない土地が顕在化してきており、空家問題と同様に「所有者不明土地」を始めとして、空地問題は、資源保全、国土の有効利用、防災、災害復旧、徴税、安全保障といった、様々な面で支障をきたすリスクが増大することになるとのこと。

土地家屋調査士には、公益を守る職責があることから、法整備を含めた議論の場へ積極的に参加していく必要があると話されました。

なお、公演の内容は、以下のとおりです。

- 土地の所有・利用実態に関する情報基盤やルールの未整理。(時代の変化との乖離)
- 土地の「管理放棄」「権利放置」の増加と、「所有者不明化」の進行。
- 地域の資源保全、土地利用、防災、徴税等における支障のおそれ。
- 「相続不明」のみならず「グローバル不明」も。
- 公共財としての土地を誰がどう守るのか。

【まとめ】

- ・「人口減少(相続増加)と経済のグローバル化」と

「土地(資産価値)の二極化」という時代の変化を見据えた制度見直しを。(例：立会い)

- ・地方創生の根本課題として土地問題を位置づける必要。(次世代への継承)

「土地は資産」という前提に変化。

公共財としての土地を誰がどう保全していくのか。(例：今の登記制度で十分か)

「利用を前提としない保全のあり方」についても議論が必要。

- ・議論を一般の人々の手元(相続登記を行う当事者)に届け、世論を盛り上げ、制度見直しを進める必要。(専門的、技術的な議論⇔財産権・所有権に及ぶ根本論)
- ・実態把握、情報発信。

◆報告 境界管理制度の現状と課題

趣旨説明

説明者 鈴木泰介氏

(日本土地家屋調査士会連合会理事・明海大学不動産学部非常勤講師)



報告者の紹介があった後、本日の報告について総括的な説明がありました。

報告は、土地家屋調査士から見た「境界管理制度」の現状認識と分析を奈良橋氏が行い、それを受け、田中氏が「境界管理制度の課題と今後」として提言するというリレー方式で行われました。

土地家屋調査士の実際の業務の中でのことを中心とした報告であり、一つひとつが頷ける内容でした。なお、報告の内容は、以下のとおりです。

報告1「境界管理制度の現状」

報告者 奈良橋達也氏(千葉県土地家屋調査士会理事)



- (1) 境界の管理
- (2) 境界が不明確になるケース
- (3) 土地家屋調査士による一般的な土地の境界確認の流れ
- (4) 境界確認の困難性
- (5) 社会で重要な土地境界
- (6) 境界管理の現状

【境界管理の現状のまとめ】

- ①隣接所有者を特定することが困難なケースが顕在化している。
- ②境界確認の必要性についての社会的認知の遅れに伴う境界立会いに対する協力の欠如。
- ③固定資産課税台帳の閲覧ができない。
- ④所有権の変動に申請義務がないため権利変動に伴い境界が不明確になるケースがある。
- ⑤建築する際、境界を確定しなければならないとするシステムがない。

報告2「境界管理制度の課題と今後」

報告者 田中浩史氏

(千葉県土地家屋調査士会社会事業部長)



- (1) 変更の際の境界確認の義務化
- (2) 境界確認の義務化
- (3) 調査権の付与
- (4) 境界確認代理権
- (5) 境界資料の保存、公開、認証システムの構築
※報告者からの提言です。

現行法では不可能と、考えることを止めてしまふことは簡単ですが、あえて「こうありたい」から始め、「ではどうすればいいか」と考える姿勢はとても頼もしく感じられました。

■第2部 今日の境界紛争解決方法の課題と展望

◆報告 筆界特定制度の運用実態と課題

報告者 齊藤秀樹氏

(千葉県地方務局不動産登記部門統括登記官)



筆界特定は、土地の所有権の登記名義人等から申請があった場合に、筆界特定登記官が、筆界の専門家である筆界調査委員の意見を踏まえ、現地における筆界の位置についての判断(特定≠確定)を示す制度です。

筆界特定制度においては、不動産登記法第135条の規定により、筆界調査委員は意見書を提出する場合は、法務局職員とともに、必要な事実の調査及び資料の提出を求められます。また、同第138条では、法務局又は地方法務局長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができます。と規定されており、つまり、職権での資料の収集等が可能であり、ここは裁判と大きく異なるところです。

また、訴訟となっている事件が裁判官の訴訟指揮により筆界特定制度を利用されるケースや、法定外公共物が市町村に譲与された土地の官民境界確定において、対側地の同意が得られず、申請に至ったケースが増加しているとのことでした。

しかし、筆界特定制度で判断できるのは筆界(公法上の境界)のみであり、所有権に関する問題は解決できません。今後も、土地家屋調査士会ADRセンターとの連携は必要不可欠と考えています、と結ばれました。

なお、報告のあった内容は、以下のとおりです。

第1 筆界特定制度の概要

- 1 筆界特定制度の導入の背景
- 2 筆界特定制度手続の流れ

第2 筆界特定制度の運用実績と課題

- 1 筆界特定事件の動向
- 2 筆界特定申請の端緒
- 3 筆界特定制度の課題

◆報告 10年を迎えるADRの運用実態と課題

報告者 久保田英裕氏

(境界問題相談センターちばセンター長)



相手方まで訪問して説明を行うこともあるとのこと、利用者に寄り添うような運営を心掛けられていることがよく分かり、各土地家屋調査士会ADRセンターの運営においても、大変参考になる報告でした。

なお、報告のあった内容は、以下のとおりです。

1 ADR法の背景

- (1) 土地家屋調査士法による業務(土地家屋調査士法第3条)
- (2) 弁護士との協働(同第2項)

2 組織体制

- (1) 相談調停員の選任(筆界調査委員との違い)
- (2) センターに足を運んでもらうには(推薦委員の活躍)

3 これまでの実績

- (1) 取扱事件の推移
- (2) 筆界特定相談との連携

4 調停手法

- (1) センター規則
- (2) 当事者、代理人、保佐人、そして調停委員

5 調停後

- (1) 和解契約
- (2) 取り下げ
- (3) 訴訟

6 課題

- (1) 収支
- (2) 認定土地家屋調査士の失望
- (3) 地積測量図の作成責任

7 土地家屋調査士の未来像

- (1) センターを起点とする資格者の能力向上
- (2) そして共同代理
- (3) 手始めに

◆報告 境界紛争解決方法の選択と制度間連携の可能性について

報告者 草鹿晋一氏(京都産業大学、当研究会幹事)



ここまでの講演、報告の重要な点を総括しながらの最終まとめとなりました。

特に、土地家屋調査士会がADRセンターを持つ意味についての説明の部分は、土地家屋調査士がプロフェッションであり続けるための本質であるようです。

最後に私見として、筆界特定制度を軸にした制度設計のやり直しが望まれる(①筆界特定ありきとして、形成力も付与。不服は行政訴訟で。②付随する問題については協議可能であればADR。困難である場合は訴訟。)。と、まとめられました。

土地家屋調査士の活躍に期待を持っておられるのだと感じたと同時に、今まで以上に能力の向上が求められることになりそうです。

なお、報告のあった内容は、以下のとおりです。

- 1 境界紛争の諸相
- 2 境界紛争解決方法
 - (1) 筆界特定制度(齋藤氏報告)
 - (2) 土地家屋調査士会ADRセンター(久保田氏報告)
 - (3) 訴訟
 - (4) 選択
 - (5) 制度間連携の可能性

当日は、聴講者との質疑応答も活発に行われていました。予定時間を余すこともなく大変充実した4時間でした。また、土地家屋調査士の一般業務にしる、土地家屋調査士会ADRセンターにしる、地域によってその取組み方に違いがあることに気がきます。「違い」のあることは悪いことではなく、「気付く」ことによって更に制度の発展に繋がっていくように思います。

各土地家屋調査士会及び会員の皆様におかれましては、近くで定例研究会が開催されるときには、積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

なお、第14回定例研究会は、平成27年11月28日(土)・日司連ホール(東京都・新宿区)において開催される予定です。

総務部長 金子正俊(大阪会)

「土地家屋調査士の日」記念講演会(鹿児島)

「土地を育むことと表示に関する登記の役割」

ほかでもない話や「耳」よりな話のいくつか

鹿児島県土地家屋調査士会 福崎 秀一

日時：平成27年7月31日(金)

場所：鹿児島県建設センター

講師：早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫氏

主催：鹿児島県土地家屋調査士会

公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

鹿児島県土地家屋調査士会と公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の共催で、「土地家屋調査士の日」に一般公開の記念講演会(参加者総数183名内一般24名)が開催されました。山野目講師による「土地を育むことと表示に関する登記の役割」をテーマに、(外でもない話や耳寄りな話のいくつか)を講演していただきました。土地家屋調査士の業務に関する説明に始まり、専門的な話まで、身近な内容の話が好評でした。特に東日本大震災後の土地、建物に関する未処理の問題が山積していることについての話では、復興への困難さを感じさせられる内容でした。



講演は、質問形式で構成されていて、会場の方々に問いかけ、意見を伺いながら進められ、いろいろと身近なことを考えさせられる内容でした。質問の内容はいろいろありましたが、冒頭の質問のいくつかを紹介いたします。

Q1 「土地家屋調査士とは、何を仕事にする人たちか？」

土地家屋を測量して登記する人たちである。

「不動産の表示に関する登記について必要な土地……に関する調査又は測量」(土地家屋調査士法第3条第1項第1号)は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会でない者は、することができない。

Q2 「土地家屋調査士の仕事は、土地のこのみか？」

建物のことを測量して登記をすることも仕事である。

「不動産の表示に関する登記について必要な……

家屋に関する調査又は測量」(土地家屋調査士法第3条第1項第1号)をすることも、土地家屋調査士の業務である。

かつて家屋台帳とよばれていたもので建物の公的記録を管理していた時代の名残で「家屋」という言葉が残った。現代も、租税関係の法令は、「家屋」を用いる。不動産登記制度を含め、民事の法制においては、「建物」と呼ぶことが正しい。

Q3 「土地家屋調査士の仕事には、誰がお金を払うか？」

ふつうは所有権の登記名義人

所有権の登記名義人は、地目が変わったり地積が誤っていることが分かったりする場合において、必要とされる表示に関する登記を申請しなければならない(不動産登記法第37条・第38条参照)。そこで、所有権の登記名義人が、土地家屋調査士との間において契約をする。この契約は、準委任契約である(民法第656条)。この契約の当事者は、「委任者」と「受



山野日章夫教授

任者]である。

土地家屋調査士が受任者となり、調査・測量をし、それに基づいて代理して登記を申請する事務を担う。そして、所有権の登記名義人が委任者となり、契約で定めるところに従い(民法第648条参照)土地家屋調査士に報酬を支払う義務を負う。

記載された質問事項は、講演内容の一部ではありませんが、聴講に来られた一般の方々には、土地家屋調査士の業務内容がよく理解できるようになり、今後、土地建物の表示に関する相談が身近なものになったと好評でした。

その他、東日本大震災で被害を受けた現場を法整備でどのように解決していくのかをテーマとした中で、「民事実体法の思考整理、不動産登記手続の諸論点、訴訟手続上の問題、そして法制史的な知見、これらを総動員することが求められる。しかも、局面によっては先例がはっきりしない論点がある。そこを安定感の得られる解釈で補い、関係機関の理解を得なければならない。」とのお話を伺い、私たち土地家屋調査士が、今何ができるのか、将来何をなすべきかを問われる場面もありました。

今回の講演会は、主催両会の目的である不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するためにもこの「土地家屋調査士の日」を一つの契機として、国民の大切な財産(不動産)について業務に携わっていることの重要性を、今後の社会貢献活動につなげていきたいと感じさせられる記念講演会でした。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 21

茨城会

『イメージアップいばらき』

茨城土地家屋調査士会 総務部長 黒澤 誠一

我が地元茨城県は、全国47都道府県の魅力度やイメージ等を調査する民間会社ブランド総合研究所から毎年発表される「地域ブランド調査・魅力度都道府県ランキング」で、2013年・2014年と2年連続最下位の県です。しかも5度目です。ですがこの結果を受けましても茨城県民はへこみません。前向きです。45位や46位などよりも、逆に最下位の方が目立って良いのではないかとこのことで、密かに3年

連続を望んでいるとの噂もあります。

しかし行政の方はそうはいかず、なんとかイメージアップを図ろうと、茨城県知事は毎年いばらきを元気にする取組みに対し「いばらきイメージアップ大賞」として表彰しています。

ここ数年の「いばらきイメージアップ大賞」を紹介しますと、平成23年度大賞「土浦全国花火競技大会」、平成24年度大賞「宇宙センターと科学のまち

つくば」、平成25年度大賞「大洗 ガルパン プロジェクト」、平成26年度大賞「ひたち海浜公園 ネモフィラ・コキアの絶景」。

ん？平成25年度大賞の「大洗 ガルパン プロジェクト」…。初耳だったので調べてみました。「ガルパン」とはテレビアニメ「ガールズ&パンツァー」の略称でした。「ガールズ&パンツァー」は、茨城県にある大洗町を舞台にした女子学園アニメで、劇場版ができるほどの人気だそうです。「大洗 ガルパン プロジェクト」とは、アニメに登場する可愛い女子高生キャラクターで町を元気にしていこうという試みのようです。興味を惹かれたので、公式サイトでアニメストーリーをちょっと拝見。「戦車を使った武道である戦車道が華道や茶道と並び大和撫子の嗜みとされている世界を描いた物語」。気になる方は、是非公式サイトをご覧ください。

「いばらきイメージアップ大賞」では、大賞のほかに奨励賞もあり、年度によっては特別賞や特別功労賞などもあります。そのなかで平成26年度の特別功労賞「時空戦士 イバライガー」はおすすめです。よくあるご当地ヒーローですが、かなり本格的なものです。しかもご当地ヒーローならではのコミカルさも備えています。県内のイベントに数多く出演しており、公式サイトで出演予定もわかりますので機会があればお子様連れでご覧ください。



イバライガー

面白そうなものをクローズアップしてしまいましたが、「いばらきイメージアップ大賞」を受賞するものは実に素晴らしいものばかりです。土浦全国花火競技大会は、日本三大花火大会と日本三大競技花火大会の一つに数えられています。全国から集まる花火師たちが文字どおり日本一をかけて技を競い合いますので必見です。ひたち海浜公園にある広大な丘一面に咲くネモフィラの景色もすばらしくまさに絶景です。今年のゴールデンウィークには約52万人の来園者があったそうです。科学のまちつくばは、土地家屋調査士ならば知らないはずのない国土地理院があります。訪問してまず目に付く巨大なVLBIアンテナもまた絶景です。

平成27年度「いばらきイメージアップ大賞」の発表は年明けになると思いますが、私の興味は非公認ゆるキャラの「ねばー君」が受賞するかどうかです。がんばれ「ねばー君」！

最後に、私が事務所を構える日立市のアピール。日立市はInspire the next HITACHIでお馴染みの総合電機メーカー日立製作所の創業の地であります。

都市名である日立の由来は、ご存知水戸黄門の徳川光圀が市内の神社に参拝した際、海上から朝日の昇る様子を見て「朝日の立ち上る様は領内随一」として、この一帯を日立と命名したのだそうです。

さて、茨城県もいつかは魅力度全国随一になれるかな。



土浦全国花火競技大会



ひたち海浜公園ネモフィラ



VLBI アンテナ

福岡会

『つづら棚田を守る。』

福岡県土地家屋調査士会 吉井支部 岩佐 俊彦

私の住んでいる福岡県南部地区には全国棚田百選にも選ばれ有名となった、つづら棚田がある、うきは市があります。近年過疎化が進み、その維持についてはかなり苦勞されているとのことですが、「つづら棚田を守る会」で活躍されている、我が福岡会 吉井支部の岩佐俊彦会員にその活動についてお聞きしました。

福岡県土地家屋調査士会 広報部長 村山 隆徳

○つづら棚田の状況について

つづら棚田は、福岡県の南東部、大分県との県境附近、標高のかなり高い位置にあります。

昔の住人が谷沿いの傾斜地を切り開いて造った棚田は約6 ha、枚数にして約300枚(休耕地も含む)、標高300～500 m程度の傾斜地に農地が段々状に連担しています。

つづら地区は以前60～70軒程度の民家が集積していた地区ですが、数年前には5軒となり、さらに追い打ちをかけるように平成24年の水害に遭遇し、家屋が土砂に流され解体し転居を余儀なくされた民家も出て、現在はたったの2軒となっています。

○つづら棚田の由来

つづらの名称の由来は、かなりの傾斜地なため、その昔集落に物を運ぶのに「葛籠(つづら)」という籠を背負わないと登れない場所だったから、この地名になったと聞いたことがあります。

○「つづら棚田を守る会」発足について

先にも述べましたが、この地区の過疎化の原因は、交通の不憫さや、至近に勤務先が無いことですが、急激に過疎化が進んだため、棚田の管理が厳しくなりました。

そんなこともあり、平成18年に「つづら棚田を守る会」という団体が発足しました。地元の有志と外部の協力者で活動し、うきは市の協力の下、棚田の水田を担っています。

○「棚田を守る会」の年間スケジュールについて

4月 周囲の草切り

5月 水の管理、引水作業

トラクタによる荒代、^{あらじろ}植代、^{うえしろ}肥料撒き、^{あぜぬ}畦塗り(水持ちを良くするための作業)

田植え本番

6月 周囲の畦、石垣等の草切り(年3回程度)、水の管理

7月 電気柵(対猪用)設置作業

8月 稲の生育管理(病気対策)

9月 稲刈り



初夏の棚田風景
*田植え前の状況です。



田植え風景
*小型の機械と手植えでやっています。



収穫風景
*機械に乗っての収穫は高低差があり大変。



稲穂と彼岸花
*一年を通じて最も美しい風景です。



つづら棚田保存会のメンバー
*今年の収穫を終え一息しています。

○棚田を守っていく為の具体的な方法

第一に耕作放棄地を見逃さないことです。壊れそうな場所については随時監視し市役所に報告し対処しています。

○棚田を管理するうえで大変なこと

棚田での農作業は大変きつく、危険が伴います。コンバイン等の農業機械の搬入路が傾斜した極細の進入口であるため、その作業の時にはハッとすることもあります。

また近年は、猪の被害も甚大となっており、その対策が必要となっています。

○つづら棚田の魅力

稲の収穫期になると畦に植栽された彼岸花が赤く咲き乱れ、稲穂の黄金色とあいまってさわやかな風景を醸し出します。窪地という地形なため、見晴らしも良く秋の景勝地の一つとなり棚田百選にも選ばれています。

今では毎年恒例となった「棚田 in うきは彼岸花めぐり」は、9月のシルバーウィークに開催され、多い時には1日1000人以上の観光客が訪れています。そこでは、景色を眺め新米を食べたり、その他の収穫物を購入したりと田舎の風情を楽しんでもらっています。

○今後の活動及び方針

私共の地区は(大字)新川地区内ではありますが、地元の会員は同時期に自己所有の田も併せて耕作する必要があるため、つづら地区の棚田に手が回らないため、地元、郊外を問わずに会員数の絶対的拡大が不可欠です。また、殆どの担い手が兼業農家です。現在のリーダーは定年退職していますが、今後は時間的な余裕を有する退職者チームの助けを期待しています。また、この事業を通じて閑散としたつづら地区にもI・Uターン住民に来てもらえるとありがたいと思っています。

この活動のモットーは『適当』としています。米の収穫量や出来栄等はあまり考えていません。頑張りすぎると疲れるので、程々にしています。また、参加を強要することもしません。呼びかけはいつも「参加可能な人は来てください。」です。

現在は年間に「月見会」・「鬼火たき」その他様々な行事があります。これは守る会の行事ではありませんが、同じメンバーで行うので、これ以上行事を増やさないと欲しいと要望が出るくらい地域の担い手の仕事は多忙です。

『稼げる資格』に 土地家屋調査士が紹介されました！



平成27年度の土地家屋調査士試験出願者数は、5,659人。ご承知のとおり、受験者は年々減少傾向にあります。連合会の本年度の受験者拡大へ向けた取組の一つとして、リクルート社発行『稼げる資格2015年下半期版』に土地家屋調査士を掲載する運びとなり、7月下旬、長崎県土地家屋調査士会副会長である船津学会員への取材が行われました。

『稼げる資格』とは、600以上の資格についてリクルート社が独自に調査、実際に活躍中の資格者を訪問し、その資格の魅力を掲載した専門誌です。船津会員はこれから資格取得を目指す読者に向けて、土地家屋調査士を目指すこととなったきっかけ、試験合格までの道のりや仕事の魅力について語られました。

今年39歳、登録開業して8年目、建設会社勤務時に土業に興味を持たれた船津会員。土地家屋調査士の資格を知り、四年間の勉強。筆記試験合格発表の日、法務省HPで確認しようとするも、合格者番号ページへのクリックがどうしても怖くてできなかった。無事合格したものの、土地家屋調査士と一度も会ったことがない。何から始めてよいのか分からない船津会員がとられた行動、当時の佐世保支部長へ直に『教えてください』と電話を掛けたストーリーには、ライターも驚きそして感慨深く聞き入っていました。

今後の目標の一つとして、『次世代の土地家屋調査士育成』を挙げられたことが印象的でした。今、土地家屋調査士としての誇りを持ち、土地家屋調査士制度について考えることができたのも、開業時から相談に乗ってくださった先輩方に支えていただい

たからだそうです。そして、日常業務や会務を行っていく中で導かれた答え。

『専門家はみんなが知らないから専門家であった。インターネットで簡単に情報を得ることができる今、専門家とはどういう立ち位置でいるべきなのか。各事務所で顧客への安心感、ブランド力を持つことが大切だと思う。これが顧客への信頼を生み、社会的にも土地家屋調査士がより重要な位置づけに置かれることに繋がる。報酬についても同じことがいえるのではないかと。また、メンテナンスやコンサルティング、これからの土地家屋調査士が考えなければならぬ重要なことだと感じる。』

ご自身の経験を今回の取材のみならず、受験生や新人会員に伝えることで、土地家屋調査士の魅力をより知って感じてもらい、将来の土地家屋調査士像と一緒に考えていきたいと話されていました。

「合格発表の日」、「土地家屋調査士名簿登録の日」、「事務所開設の日」。初めての「登記申請」、そして「失敗」や「苦勞」。『あの時』の思いは、皆様的心中に鮮明に残っていると思います。今回の取材レポートを通し、『あの時』を今一度振り返ることも、今後の事務所経営のヒントになるかもしれないと感じました。

取材開始から2時間。ライターは満足した笑顔で帰京。掲載をきっかけに、より多くの方々に興味を持っていただき、受験者増加につながりますよう切に願います。

広報部理事 山口賢一(長崎会)



取材風景(船津学事務所にて)



今後の目標について語る船津学会員

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

9月16日
～10月15日

9月

17日、18日

第1回全国ブロック協議会会長会同

各副会長、各常任理事とともに本年度一回目の全国ブロック協議会会長会同に臨む。各ブロック協議会の運営状況等の報告を受けるとともに日調連が直面している課題等について、様々な角度から意見交換できた実感できたところである。

18日

石田真敏衆議院議員「政経懇話会」

午前8時からの石田真敏衆議院議員の政経懇話会に出席。石田議員は、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の中心的な方であり、日頃から情報提供など、大変懇意にいただいている。今回は、特に介護難民時代を見据えた2030年日本の常識など多岐にわたって講演された。

20日

渡邊茂氏黄綬褒章受章祝賀会

愛知県豊橋市で開催された、渡邊茂先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。渡邊先生は永年にわたり愛知会の役員や中部ブロックの事務局を務められ、まさしく土地家屋調査士制度や中部ブロックの会員を支えていただいた方であり、祝賀会は喜びの空気に満ち満ちていた。

27日、28日

第30回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

日調連親睦ゴルフ大会も第30回を数えることとなり、今年は長崎会にお世話していただいた。ゴルフ場も軍艦島上陸観光も素晴らしく、針本会長はじめ役員、会員の皆様、九州ブロック各会の皆様に感謝である。来年は北海道ブロックに担当していただける予定。制度の発展には、親睦事業を継続していくことも不可欠であり、心を新たに二日間であった。ゴルフ121名、観光31名、計152名参加。

10月

5日

豊田俊郎参議院議員「豊田俊郎君と語る会」

豊田俊郎議員と語る会へ出席するため、千葉県幕張へ向かう。麻生副総理をはじめ多くの国会議員、県議会議員、市議会議員、首長の方々が出席され、盛大な語る会であった。また、発起人の一人に笠原千葉会会長が名を連ねていたことは、豊田先生がいかにか地元根付いた政治家であるかを象徴しているようであり、先生が現役の土地家屋調査士として略歴に紹介されていることとともに嬉しいことであった。

7日

保岡興治衆議院議員「モーニングセミナー」

岡田副会長とともに、保岡興治議員モーニングセミナーに出席。ゲストとして講演された、野村信託銀行株式会社執行役社長 鳥海智絵さんからの、多様性なくして成長なしの言葉に、土地家屋調査士制度を言い換えられたようで、大いに考えさせられる内容であった。

第9回正副会長会議

各副会長、総務部長とともに正副会長会議を開催。午後から翌日にかけての常任理事会における審議事項、協議事項の確認と整理を行う。各担当副会長から、懸案事項の経過報告と意見集約の後、それぞれについて議論したところである。

日本不動産鑑定士協会連合会創立50周年記念式典及び祝賀会

標記式典と祝賀会に出席し、日頃から懇意にいただいている多くの皆様に、土地家屋調査士会を代表して感謝の気持ちを込め、ご挨拶させていただきました。

7日、8日

第4回常任理事会

本年度第4回目の常任理事会を開催。多くの審議事項・協議事項があるが、各部とも課題に正面から対峙し、より良い方向を見い出そうとする姿勢が伝わってくる。途中、新旧法務省民事局長が着任と退任の挨拶に来館され懇談させていただく。また、今回の常任理事会では、法務省民事局民事二課の方々との意見交換の場を企画した。

8日

高村正彦衆議院議員「朝食勉強会」

京王プラザホテルで開催された、自由民主党高村副総裁のセミナーに岡田副会長とともに出席。回数を重ねるたびに人数が増えていく印象。この日は240名の参加があったらしい。高村先生には、お忙しい中で自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長として、大所高所からご意見いただいていることに感謝である。

9日

第30回近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭り・ガロイヤルホテル京都にて開催された、近畿ブロック協議会のゴルフ大会前夜祭に参加。当番会である京都会、山田会長はじめ役員の皆様が、いろいろと気配り等をされているのが印象的であった。日頃の联合会事業に対するご理解とご協力にお礼を申し上げると共に、現状もお伝えさせていただいた。近畿ブロックのゴルフ大会も今回で30回を迎えたとお聞きし、何事も継続することの大切さを改めて認識したところである。

10日

椎名勤氏の黄綬褒章受章を祝う会

千葉市で開催された椎名勤先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。現役の全調政連幹事長として活躍中の椎名先生らしく、国、県、市議会議員の方々や匝瑳市長はじめ、多くの来賓の皆様が出席され、盛大な祝賀会であった。椎名先生と私は一緒にブロック協議会会長を務め、個人的にも懇意にさせていただいている。今後とも厳しく、そして優しくお願いしたいものである。

11日

星貞行氏 旭日双光章受章記念祝賀会

千葉からそのまま仙台に向かい、宮城会・星貞行先生の旭日双光章受章祝賀会に出席。星先生は私の知る中でも、最も長く役員を務めていただいた先生であり、経験、体験、実践に裏付けされた豊富な知識で今後ともご指導をと、感謝を込めてお願いさせていただいた。

14日、15日

第2回監査会

各副会長、財務部長とともに監査会に臨む。役員改選後はじめての監査会であったが、業務執行状況や予算執行状況等について丁寧の説明させていただいた。

15日

第10回正副会長会議

主に午後からの理事会に向けての懸案事項や継続課題等に関して、正副会長間での整理とスタンスの確認を行い、各副会長には監査会における意見も意識した事業執行を指示したところである。

15日、16日

第4回理事会

今のメンバーになって3回目の理事会を開催。初めて登用した外部理事も含め、どの役員も活発に意見を述べる姿が印象的である。今回の理事会では会議の途中、法務省民事局民事第二課長から挨拶いただく機会も用意でき、多くの理事にとって有意義な時間を共有できたものと感じる。

第61回代議員会が開催されました

去る9月16日、シティ音羽・キンダイ会議室において代議員会が開催され、平成26年度決算ほか全ての議案が慎重審議の上、可決承認されましたのでご報告いたします。

議決事項

第1号議案 平成26年度国民年金基金決算について

年金経理

年金経理とは、将来年金を支払うための資産並びに年金、一時金給付に関するものです。収入は加入員から納められた掛金と資産運用による収益が主なものです。支出は年金給付費、一時金給付費、中途脱退移換金、運用委託金融機関に対する報酬などです。

損益計算書			
○自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
給付費	924,439	掛金収入	553,240
移換金	92,509	受換金	42
還付金	4,875	負担金	10,104
拠出金	10,175,544	運用収益	472
運用報酬等	3,115	交付金	1,097,908
運用損失	0	積増金	10,994,562
返納金	0	不足金	0
責任準備金増加額	747,807		
剰余金	708,039		
計	12,656,328	計	12,656,328

貸借対照表			
○平成27年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	281,584	流動負債	122,110
固定資産	22,740,286	支払準備金	159,473
基本金	3,916,255	責任準備金	25,910,655
		給付改善準備金	13,618
		基本金	732,269
計	26,938,125	計	26,938,125

業務経理

損益計算書			
○自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	21,418	掛金収入	29,657
代議員会費	936	交付金	0
事業費	8,797	雑収入	387
雑支出	1,198	不足金	2,305
計	32,349	計	32,349

貸借対照表			
○平成27年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	81,568	流動負債	2,955
固定資産	224	基本金	81,142
基本金	2,305		
計	84,097	計	84,097

第2号議案 土地家屋調査士国民年金基金規約の一部を変更する規約について
(老齢基礎年金繰上者の端数処理等について規約の整備を行うもの。)



国民年金にゆとりをプラス



毎月の掛金を増額して

「年金額を増やす」ことを考えてみませんか？

老後に受け取れる国民年金(老齢基礎年金)は、ご夫婦で月額約 **13万円** です。

しかし、高齢者の世帯が実際に必要とする生活費は、月額 **27万円**

(総務省統計局「家計調査報告」といわれています)。

この不足分を補うものとして、サラリーマンなどの方(第2号被保険者)には厚生年金が
プラスされますが、自営業者などの方(第1号被保険者)はご自身で上乘せなければなりません。

国民年金基金は、掛金に応じて受け取る年金額が確定しているので、将来設計に大変便利です。



たとえば・・・

プラン例 1

Aさんの場合(男性/45歳誕生日に掛金を増額) 増口：A型2口、Ⅱ型2口

子供の学費負担がなくなったので、夫婦の老後を考えて、掛金を増やしました。



増やした掛金	：	月々	¥17,140
プラスされる年金月額	：	65～75歳	¥20,000
		75歳以降	¥10,000

増口前の年金額・月々 ¥40,000 (35歳誕生日に1口目A型と2口目以降A型2口加入) と合わせて



月々の年金受取額 ¥60,000 (75歳以降 ¥50,000)

プラン例 2

Bさんの場合(女性/30歳誕生日に掛金を増額) 増口：B型1口、Ⅱ型1口

余裕のある今、将来のことを考えて、掛金を増やしました。



増やした掛金	：	月々	¥ 8,185
プラスされる年金月額	：	65～75歳	¥20,000
		75歳以降	¥10,000

増口前の年金額・月々 ¥20,000 (23歳誕生日に1口目B型加入) と合わせて



月々の年金受取額 ¥40,000 (75歳以降 ¥30,000)

いい みらい

11月30日は「年金の日」です。

～あなたの年金について考えてみましょう～

土地家屋調査士国民年金基金 フリーダイヤル 0120-145-040

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 27 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成28年1月29日(金)午前9時 開始(予定)
平成28年1月30日(土)午後5時 終了(予定)

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸1-5-1
「KKRホテル名古屋」
電話 052-201-3326

申込手続

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

四国ブロック協議会

記

開催日時

平成28年1月29日(金)午後1時 開始
平成28年1月31日(日)午後4時 終了

開催場所

愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
「愛媛県司法書士会・土地家屋調査士会合同
会館」
電話 089-943-6769

申込手続

受付期間

平成27年12月 7日(月)～
平成27年12月25日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成28年1月28日(木)午後1時 開始
平成28年1月30日(土)午後4時 終了

開催場所

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ればれビル8階
「札幌土地家屋調査士会」
電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

平成27年12月 1日(火)～
平成27年12月25日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局



受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成27年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

関東ブロック協議会(157名)

東京会(37名)

林 利 幸	鈴木 功 公
平澤 伸 朗	粕谷 浩
元木 高 志	貫井 雅 夫
遠藤 浩 史	相原 賢 一
橘川 学	松島 伸 二
内野 憲 成	鎌田 敏 正
栗原 直 樹	庄田 和 樹
山口 修 弘	入谷 宗 輔
長田 拓 也	倉田 篤 徳
古屋 健	二瓶 雄 太 郎
大場 健 児	宮崎 慶
横矢 康 平	橋田 顕 彦
永井 勇 己	根岸 勝 之
澁谷 隆 史	柳瀬 貴 史
市村 幸 一	森谷 幸 隆
上山 秀 喜	成 本 孝
堀場 裕 之	山崎 智 英 介
花岡 卓 也	久保 慶
工藤 与 一	

神奈川会(40名)

椿 健 太 郎	田尾 温 人
渡邊 哲 也	井上 英 司
寺島 史 晴	岩崎 英 介
河田 周 作	成岡 信
内本 幸 道	金子 力 也
川島 浩 治	富樫 知 充
露木 文 子	黒川 貴 行
小島 誠	梅澤 比 呂 志
内田 浩 光	島田 義 孝
河本 善 行	細川 英 史
鈴木 信 一	石井 幸 世
豊藏 康 之	島村 正 明
廣瀬 武	竹上 豪 一
播磨 誠 司	貞廣 幸 路
澁谷 猛	文元 貴 弘
関東 博 之	森川 昇
内田 博 之	小坂橋 義 弘
穴戸 秀 次	石井 公 治
門田 哲 生	清原 秀 喜
末吉 謙 一	荻原 慎 吾

埼玉会(27名)

森下 典 和	山田 暁
滝林 雅 之	野城 恵 浩
五十木 翔	落合 航 平
関根 一 隆	高橋 利 公
浅海 敬 央	神田 浩
石田 隆 史	森田 祐 孝
小町 尚 徳	渡辺 順 一
道添 敬 太	木村 昭 夫

内山 啓	磯田 裕
石井 克 樹	佐藤 寛 哲
熊谷 一 美	坂巻 嘉 宏
富永 雅 樹	田中 丈 雄
小林 章 浩	吉川 真 弘
川島 知 之	

千葉会(6名)

藤原 こうた	前田 豊
藤本 隆 一	根本 光 太 郎
渡辺 三 喜 雄	田野 忠 明

茨城会(2名)

齋藤 通 俊	根本 大 輝
--------	--------

栃木会(10名)

三田 照 夫	田代 隼 人
中村 満	別井 則 男
長谷川 貴 代	田村 秀 士
黒尾 絵 理	加藤 大 輔
小林 謙 二	明賀 一 博

群馬会(10名)

藤川 八 潮	小林 美 樹 夫
羽鳥 良 二	大辻 賢 治
須藤 千 佳 子	三ツ木 雅 俊
南雲 久 嘉	大山 憲 司
眞下 広 司	根岸 強

静岡会(13名)

青田 剛 仁	藤浪 一 史
櫻井 宏 志	萩間 康 人
石川 卓 将	大谷 稚 和 子
岩田 純 也	岡田 暢 行
永田 裕 史	赤堀 貴 寛
植松 弘 実	高林 堅 二
下久保 貴 史	

山梨会(3名)

秋山 信 仁	小野 俊 昭
平賀 悠 也	

長野会(3名)

倉島 誠 一	永井 政 嗣
山浦 邦 博	

新潟会(6名)

石川 和 久	佐藤 英 太 郎
佐藤 高 志	池田 航
田澤 努	山家 拓 朗

(順不同・敬称略)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成27年 9月 1日付
長野 2589 山浦 邦博 大阪 3261 山崎 聡
大阪 3262 中田 博友 滋賀 441 宮本 賢志
岐阜 1269 亀井 建治 石川 662 中嶋 武司
福岡 2279 力丸 英俊 熊本 1195 末永 卓志
沖縄 493 上原 隆 山形 1231 東海林裕介
山形 1232 三浦 良和 香川 711 石井 敦雄
愛媛 850 平井 紀之
平成27年 9月10日付
東京 7903 田中 岳士 愛知 2897 古川 和義
岐阜 1270 小嶋 洋 島根 503 竹下 敏次
長崎 791 木場 盛雄 札幌 1186 佐藤 貴亮
函館 214 松井 幸子
平成27年 9月24日付
東京 7904 山口 功 熊本 1196 藤本 真浩

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年11月 4日付 大阪 1755 田邊 圭介
平成27年 7月 3日付 愛知 2053 豊田 好文
平成27年 7月 5日付
大阪 2265 大西 雅之 沖縄 141 上原 弘安
平成27年 7月 7日付 東京 4195 芦野 豊
平成27年 8月11日付 兵庫 1304 佐藤 忠信
平成27年 8月14日付 愛知 2076 桑山 文吾
平成27年 8月29日付 岐阜 1125 島野 有史
平成27年 8月31日付 新潟 1580 中野 順司
平成27年 9月 1日付
埼玉 1838 坂本 宜久 茨城 1262 綿引 健次
三重 888 中山 晴文 鳥取 417 村上 裕二
平成27年 9月10日付
愛知 1179 村瀬 銀一 愛知 2474 後藤 悦男
岐阜 767 荒川 雅博
平成27年 9月24日付
東京 5083 黒澤 利久 東京 5605 東吉 辰雄
東京 5798 佐野 征夫 神奈川 2470 小野寺一夫
神奈川 2575 木村 幸吉 神奈川 2639 春日 勇
神奈川 2653 大川 孝光 神奈川 2730 羽鳥 一彦
埼玉 1496 井野 五郎 埼玉 2204 足立 晃
埼玉 2512 茅野 晃司 栃木 659 池田 祥子
新潟 2022 須貝 博 大阪 1055 小林 君夫
大阪 1714 森江 義雄 大阪 2719 額田 靖之
岐阜 859 田中 勝彦 福井 342 高島 茂樹
山口 616 小嶋慎一郎 山口 642 八木 哲郎
鹿児島 598 今村 喜藏

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年 9月 1日付 大阪 3261 山崎 聡
平成27年 9月10日付
茨城 1432 藤井 一正 長崎 791 木場 盛雄
平成27年 9月24日付
東京 6733 三輪 親弘 東京 7852 庄司 崇宏
千葉 2121 宮崎 信行

ちょうさし俳壇

第366回



奉行

水上陽三

枯蓮の葉脈筋を通しけり
柿の村見渡す駅の跨線橋
深更の月を窺ふ窓明り
西山の姥が化身の龍田姫
すぎ焼きの具を購めゐる奉行かな

当季雑詠

水上陽三選

茨城 島田 操

人を呑み街を流して出水川
老農に芋掘る力残りをり
居心地の良き縁側や菊日和
色鳥の来て老いの眼をよろこばす
新走り下げて喜ぶ顔を見に

茨城 中原ひそむ

記録的猛暑や坂の街昏るる
会話少なく老いゆく夫婦吊葱
天高しCT検査異常なし
塞翁が馬にも逢はず老ゆる秋
人の気配なき菩提寺や蟬時雨

愛知 清水正明

石叩き矢矧の岸の立志伝
蟋蟀の汚染瓦礫の行方かな
滯標夕焼けに映えて鳥渡る
曼珠沙華少なくなりしヘモグロビン
眼光は青き日のまま枯蟬螂

長野 竹内松葉

施餓鬼会や住職いよよ肥えたまひ
稲雀泥流の果て光りけり

犬蓼や泥腥き千曲川
無造作にさやかに髪を束ねたる
目葉のしづくひやりと朝の鴟

岐阜 堀越貞有

祝詞より始まる神事村祭り
爽やかやラジオ体操して出発
秋の蜂我が身のごとくよるめけり
冬瓜を取りに来いよと電話あり
連休の敬老日だけ出掛けけり

福島 加藤捷子

廢屋を囲みて撓ふ花芒
車止め虫を聞きある人ありぬ
秋麗のとりことなりし一日かな
ひと刻を猫とたはむる秋日和
足早に追ひかけて来る秋時雨

東京 雅々女

留守電の訛り言葉や良夜にて
茜さす川面明りや小鳥来る
秋茄に雨粒残る朝かな

愛知 鍋田建治

沖繩の友からたより慰霊の日
露天風呂蟬鳴き止みて日暮れけり
砂風呂を浴びて飲むお茶秋探し

今月の作品から

水上陽三

人を呑み街を流して出水川

島田 操

茨城県の作者の作品であるので、この出水川は説明するまでもなく、鬼怒川の堤防

の決壊による常総市の惨状を詠んだことは明白である。リアルタイムで現状がテレビ放映されるので全国民の胸裡に刻み込まれている。大自然の猛威に屈した歴史的出来事として記憶してゆかためにも、報告的とは言え作品として残していく必要もある。

中原ひそむ

塞翁が馬にも逢はず老ゆる秋

人生は吉凶・禍福が予測できないという、「人間万事塞翁が馬」「淮南子人間訓」の故事に基づいて、平々凡々たるうちに老いていくことよと、秋意の作と思う。

清水正明

眼光は青き日のまま枯蟬螂

蟬螂は夏の季語であるが、枯蟬螂は冬の季語である。蟬螂は、雌雄交尾の後、大きな雌は小さな雄を頭から食べてしまうが、生き残った雌は、辺りの草が枯色になつてくるとともに、体の色も緑色が次第に枯葉色に変じて来る。最後に枯れるのは目玉である。この辺の事情を凝視した作。

竹内松葉

無造作にさやかに髪を束ねたる

「さやか」は、爽かの副題で、語彙はさっぱりとして快いこと、である。「さやか」だけを季語として詠むことは少ないのでとり上げた。すっぴんの若い女性の清楚の姿が彷彿する。

秋田会

「私の住んでいるまちを 紹介しまーす」

秋田支部 筒井 裕之



『会報あきた』第147号

みなさん土崎の「カスベ」まつりって知ってますか？

秋田市の海沿いに面した土崎地区は、ポートタワーセリオンや、大型船舶の船着き場である秋田港などを有する活気のある港町です。

この土崎地区特有のお祭り、土崎神明社の例祭である「土崎神明社祭の曳山行事」をご紹介します。

「土崎神明社祭の曳山行事」は一般的に「土崎港曳山まつり」の名称で広く親しまれています。国の重要無形民俗文化財に指定されており、おおよそ18世紀頃に始まったとされる歴史のある祭りです。

威勢のよい掛け声と共に、曳山

(やま)と呼ばれる山車を引き、土崎駅周辺やその周囲の町内を練り歩きます。祭りは毎年7月20日、21日の二日間に渡って催され、全国各地から観光客が訪れます。

◇曳山とは

曳山は「神様の宿る所」とされ、毎年新たな曳山が組み立てられ、祭りが終わると解体されます。賑やかにお囃子をたてながら、町内を練り歩くと同時に「怨霊や悪霊」を曳山に封じ、閉祭後に解体することによって、その怨霊や悪霊を追い出すという意味合いがあるそうです。

山車は参加する町内ごとに様々な装飾が施されており、毎年違っ

た曳山を目にすることができます。山車を引く曳き手は大人30～40人前後で、揃いの衣装を着、町内を練り歩きます。

山車は人形を主として造られます。歴史上の武将であったり、源氏と平氏の合戦になぞらえた人物であったりと、力強いモデルを人形とし曳山に乗せるのです。

ここ数年ではその人形たちも多様化しており、政界や世間を賑わせた当時の世相を反映する人形も見られ、とてもユニークです。

◇囃子と踊り

山車には囃し手が同乗し、笛や太鼓、鉦(かね)などを用いたリズ



ミカルで激しい港囃子を演奏し、祭りを盛り上げます。演奏される楽曲は「湊ばやし」「あいや節(ぶし)」です。祭りの序盤に演奏される「湊ばやし」は激しい太鼓とリズムミカルな曲調が特徴で、この曳山祭りを代表する楽曲でもあります。

「あいや節」は祭り二日目の夜、山車を神社に奉納する「戻り曳山」にて演奏される楽曲です。哀愁の漂う曲調はフィナーレにふさわしく、夜通し土崎地区に響き渡ります。

踊りは山車を曳く合間に余興として行われます。伝統である「秋田音頭」は祭りの開催間近になると土崎地区のどこにいても耳にする音頭です。この楽曲は町内ごとにアレンジが加えられ何度見ても飽きない魅力があります。踊り手は女性である場合が多く、それゆえに滑らかで上品な振り付けで観光客を魅了します。

地元の小、中学校ではクラブ活動の一環として、踊りや囃子を習うところもあります。またこのお祭りに参加する配慮として、振替休日を設ける学校もあり、幼い頃から祭りに親しみ、楽しむ心を教えています。この曳山祭りがいかに地元で愛され、根付いているかがうかがえます。

◇祭りのごちそう

土崎港曳山まつりといえばかかせないのが「カスベ」です。カスベとはエイ軟骨部分を干物にした保存食です。北海道や東北地方の一部で食用にされ、地元のスーパーマーケットなどで市販されています。

乾燥カスベを長時間煮てもどし、甘辛く味付けしたものを「カスベの煮付け」と呼び、とくに祭りの開催期間は好んで食べられます。このことから土崎港曳山まつ

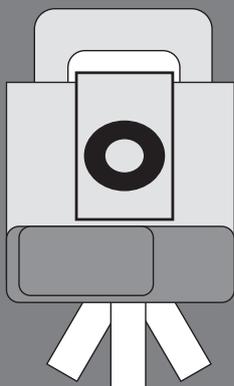
りは別名「カスベ祭り」と称されることもあります。

食料を保存する技術が乏しかった時代、干物類は大変重宝する保存食であり、生ものの扱いつらい夏場のこの祭りにあわせて貴重であったカスベを贅沢に食べたことが発祥といわれています。

土崎地区の郷土料理であるこのカスベの煮付けですが、現在はカスベの干物が手に入りやすく高級料理として知られています。カスベは煮付けると真っ黒な見た目になり、はじめて見た方は驚かれると思いますが、コリコリとした食感で、甘辛い味付けが食欲をそそり日本酒とよく合います。

土崎港曳山まつりは毎年7月20日、21日開催です。ぜひ土崎へ遊びにいらしてはいかがでしょうか。





測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

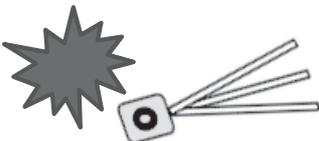
保険期間：平成 27 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間
(中途加入可能です。毎月 20 日締切の翌月 1 日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

B14-102940 使用期限：2016 年 4 月 1 日

平成27年度・28年度

広報員紹介



毎月お手元に届く会報『土地家屋調査士』は、会員の皆様に各種情報を伝達、周知を目的として、広報部事業の一環として発行しております。

全国に発信されるべき各土地家屋調査士会の情報や、今後とり上げて欲しいテーマ。また、土地家屋調査士制度の広報に関するご意見やご要望等を、連合会広報部もしくは各ブロック協議会所属の広報員にご一報いただきたく、ここに就任された広報員6名を紹介いたします。今後も広報部では、会員が求める、会員に愛される会報誌の編集・発行に精進して参ります。どうぞ、お気軽にお声をおかけください。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



くぼ ともりの
久保 智則 (長野会)

関東ブロックの広報員を担当させていただきます長野会の久保智則と申します。初めての経験で緊張しております。取材の際はよろしくお願いたします。

(関東ブロック担当)



かみちやまに たくへい
上茶谷 拓平 (京都会)

この度、近畿ブロックの広報員を担当させていただきます京都会の上茶谷拓平と申します。より多くの情報を全国に発信したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(近畿ブロック担当)



しみず こうじ
清水 浩二 (山口会)

この度、中国ブロックから広報員として会報発行のお手伝いをさせていただくことになりました、山口会の清水です。中国ブロックの情報を中心に、全国の会員の皆様にお届けできるように頑張りたいと思っておりますので、二年間、よろしくお願いたします。(中国ブロック担当)



ふくはら ゆうすけ
福原 仁典 (秋田会)

美味しい米と秋田美人に囲まれて、真摯に且つ楽しく仕事に励みつつ、東北の魅力的な情報を発信できるよう頑張りますのでよろしくお願いたします。

(東北ブロック担当)



まつだ ひとし
松田 整 (釧路会)

この度、広報員に選任されました釧路会の松田と申します。不慣れな点が多々ありますが、全国の皆様よろしくお願いたします。

(北海道ブロック担当)



そが べ かずや
曾我部 和也 (愛媛会)

土地家屋調査士のキャリアは短いですが、新しい視点から、情報発信のお手伝いをしたいと思います。

(四国ブロック担当)

※広報部長 古橋敏彦(静岡会)は関東ブロック、広報部次長 上杉和子(三重会)は中部ブロック、広報部理事 山口賢一(長崎会)は九州ブロックを担当します。

ADR 認定

土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を10回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第11回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法：土井真一講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：馬橋隆紀講師／弁護士

民法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

筆界確定訴訟の実務：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第11回特別研修の日程

1 基礎研修：平成28年2月5日（金）から7日（日）

2 グループ研修：平成28年2月8日（月）から3月10日（木）

3 集合研修：平成28年3月11日（金）、12日（土）

4 総合講義：平成28年3月13日（日）

5 考査：平成28年4月2日（土）



特別研修の受講体験者の声



東京会 富所勇太会員（第10回特別研修受講・平成26年度）

私は受講前、特別研修は紛争性のある特殊なケースを想定した研修であり、日常の業務にはあまり役に立つ内容ではないと思っていました。実際に研修は時効取得の問題を中心に進められました。そこに至るまでの筆界、所有権界、占有界の不一致、越境物の問題等は多く直面する問題であり、その解決策を導くための事実関係の把握、資料や証言の精査、争点整理といったプロセスは日常業務にも大変役立つ内容でありました。

またグループ研修では、一つの課題をグループで検討し、申立書・答弁書を作成するというものでしたが、私のグループは同じ土地家屋調査士でも年齢、経験、経歴が全く異なる受講生が集まり、一つの設問に対しても様々な意見が出され、自分の頭の固さを痛感しました。さらにその後の集合研修では、複数の都道府県のグループが集まり、申立書・答弁書を発表したのですが、境界に対する考え方に地域性があり、都道府県対抗の様相を呈したことはとても印象深かったです。

このように、一つの案件に対して多数の受講生の意見や講師である弁護士の先生の講評が聞けること、解決までのプロセスを実践的に学べることは特別研修ならではの貴重な体験だと感じました。これから受講を検討される方は、特別研修が、ADR認定を取得するための研修と考えるのではなく、土地家屋調査士として業務を行う上で必要な研修と位置づけ、前向きに受講を検討されることをお勧めします。

正直、仕事をしながらの受講はきつい部分もありましたが、同じグループの仲間にも助けられなんとか修了することができました。このような仲間に出会えたことに加え、ご教授いただいた講師の先生、運営に携わった多くの方々に感謝するとともに、ADR認定土地家屋調査士の活躍の場がさらに広がることを期待しております。

福島会 中島寛会員（第2回特別研修受講・平成18年度）

私は、自分から積極的にというよりは当時の所属支部の役員の方から促されて、平成18年度第2回特別研修を受講しました。まだ2回目ということもあり、どのような内容かもよく分からないままのスタートでした。すると同じ受講を決めた土地家屋調査士仲間から考査に向けての勉強会のお誘いがありました。特別研修が始まる前に行われたこの勉強会が大変有意義なもので、1部（まじめな勉強）・2部（盛り場での勉強）となっており、おかげで特別研修が始まってからも基礎研修・グループ研修・集合研修と皆で楽しく取り組むことができました。

その後、ADRセンターも設立され、その時に一緒に勉強した仲間が現在その運営にも携わっており、さらにADR認定土地家屋調査士の活躍の場が増えるように頑張っております。

振り返ってみると特別研修を受講してから8年の月日が経っておりますが、私自身特別研修で学んだことは知識だけではなく、自信にもつながり日常業務にも大変役立っております。若手、ベテランを問わず、いまだ受講されていない方は是非受講してみたいはいかがでしょうか。

平成27年度第2回研修会

(9月14日：1日目)

平成27年度第2回研修会が、平成27年9月14日と15日の2日間の日程で、特定社会保険労務士の森山幸一様を講師に迎えて開催されました。



森山社会保険労務士

14日には第1部として「実務者のためのマイナンバーセミナー～マイナンバー制度の概要とその対応について～」、15日には第2部として「マイナンバー取扱いの実務～マイナンバー取扱規程の作成に向けて」と題しての2部構成の研修会でありました。

第1部は「マイナンバー制度の概要」と「制度に対する職員研修と組織が求められる制度への対応」についてのお話でありました。

制度の概要ですが、この制度導入の趣旨は、社会保障・税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラ整備で、制度の当初は法定調書の事務に限定的使用され、その利用範囲は、雇用保険や年金、源泉徴収や税の申告など法律に定められた行政手続に限定されるとのことでありました。

また、このマイナンバーは個人番号と法人番号があり、法人番号は民間企業の創意工夫で業務の効率化を推進しようと公開されており、将来、個人番号は預貯金に付番することや医療分野における利用が計画されているとのことでありました。

そのため、個人情報の保護措置がなされておりますが、個人情報の外部漏えいについて、国民が懸念しているということも紹介されました。

次に、私たち法人は国民に通知されたマイナンバーを各種の事務手続で使用することになりますのでそれに当たっての留意事項のお話がありました。

制度導入のスケジュールですが、平成27年10月に地方自治体からのマイナンバーの通知が始まり、11月頃からは私たち法人の職員からのナンバーの収集と保管を開始し、平成28年1月からは雇用保険関係の事務にマイナンバーの使用が開始されることになることでした。

源泉徴収票への記載は平成28年から始まりますが、健康保険や厚生年金については平成29年1月提出分からその記載が必要になるとのことであり、至急に対応が求められる事務手続と1年後に必要なとってくる事務があることが紹介されました。

また、当初は限定的な利用ですが、国民の全部が個人のライフサイクルに沿ってマイナンバーを利用する機会が想定されておりますので、私たち事業者は、その将来を見据えた対応が必要になるとのことでありました。

この対応ですが、マイナンバーの取扱いに関するガイドラインに沿った仕組みづくりが求められ、マイナンバーを取り扱う事務の範囲、特定個人情報ファイルの範囲、事務取扱担当者を明確にした上で、その基本方針及び取扱規程の策定が必要になるとのことでありました。

そして、事業者としては、個人番号と個人情報の漏えいや紛失などを防止するための、組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置が求められることでした。

これらの事務についてはマイナンバーの収集から管理までの委託を受ける業者が出てきているとの紹介があり、併せて、その委託先についてですが、任せきりではなく委託先についても、私たちの管理責任が付いてくることになることのお話でありました。

最後に、このマイナンバーの制度につきましては、内閣官房のホームページに「社会保障・税番号制度について」ということで、制度に対するQ & Aが掲載されているので、これも参考にさせていただきたいとの紹介がありまして、第1日目の研修会が終了いたしました。

(理事 岩瀬正知)



(9月15日：2日目)

マイナンバーの運用に当たり法人に求められる対応と取扱規程の作成の内容等の研修が2日目の主要テーマでありました。

1 マイナンバーの概要(法人番号)

法人番号は13桁の番号で数字のみで構成されますが、設立登記法人で登記されている所在地に国税庁長官から通知され、平成28年1月から運用されることになっています。

この法人マイナンバーは、法人税の申告・源泉所得税の申告の他に民間利用も可能であるとされており。

2 マイナンバー対応の全体像

①マイナンバー取扱規程

マイナンバー対応の全体像としては、「取得」「保管」「利用」「提供」「廃棄」の流れがありますが、安全管理措置を万全に備えて管理をする方策の樹立を法人に求めています。

「取得」、法令上個人番号を取得するときは、利用目的を本人通知又は公表する。

「保管」、法令上事業者は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

「廃棄」又は「削除」、法令上番号法で限定的に明記された事務を処理する必要が無くなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならないとしています。

②マイナンバー関連事務

法人内の職員については源泉徴収、扶養控除、社会保険料控除等の事務処理を行うために個人のマイナンバーを提供してもらう必要がありますが、個人の情報を守るために事業所内では、その取扱者を限定して対面方式でマイナンバーを収集することが望ましいとされており。また、番号法で限定されている場合を除いて他人の個人番号を含む特定個人情報収集(人から個人番号を記載したメモを受け取ること等)又は保管してはならないとされており。

3 取扱規程の作成

法人事業者が従業員の個人番号を取り扱う場合は、取扱規程を策定することとなり、その作成の流れは次のようなものとなっております。

「事務範囲」

- ①個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- ②特定個人情報ファイルの範囲の明確化
- ③事務取扱担当者の明確化

「安全管理措置」

- ①組織的安全管理措置
- ②人的安全管理措置
- ③物理的安全管理措置
- ④技術的安全管理措置

「管理段階」

- ①取得 ②利用 ③保管
- ④提供 ⑤削除、廃棄

4 「中小規模事業者」(法人単位で100名以下)について

「中小規模事業者」は安全管理措置についての緩和があり、本則では「事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程を策定しなければならない」とされていますが、特例では「特定個人情報等の取扱等を明確化する。事務取扱担当者の変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する」とされています。

なお、明確化するという意味は、結果的に何らかの定めた書面が必要となるとされています。

マイナンバー対応に伴う就業規則等の改正については、①入社時の提出書類への明確、②利用目的の明示、③特定個人情報等の秘密保持について就業規則等の明記、④マイナンバーの提出義務の明記があります。

個人情報保護法の改正から現行では、取り扱う個人情報が5,000以下の事業者を小規模事業者として除外する規程を廃止、すべての事業者が個人情報取扱事業者にマイナンバー同様、廃棄・削除が求められるようになる。

以上、法人における個人マイナンバーの取扱いに関して説明を受け、各協会の事務所の環境により個々の対応が多少異なることになりそうなので、まずは事務局職員とともに「取扱規定の作成」を手掛けながら更なる理解を深める必

要がありそうだと感じました。

また、社員の方々に地域で行われている説明会や研修会に積極的に参加していただくことを広報することで、協会でのマイナンバー取得を容易にするための一助となるのではないかと思います。

(理事 瘡師敏幸)

会議経過及び会議予定

平成 27 年

- 10月20日 第3回監査会
- 10月20～21日 第7回理事会
- 10月21日 岩瀬顧問弁護士との打合会
- 11月27～28日 第3回嘱託登記業務研究委員会及び第2回地区作成研究委員会合同会議
- 12月13～14日 第8回正副会長会議

平成 28 年

- 1月13日 新年賀詞交歓会
- 1月13～14日 第9回正副会長会議
- 2月8～9日 第8回理事会
- 2月9～10日 全国理事長会議

会 務 日 誌

9月16日～10月15日

9月

17日、18日

第1回全国ブロック協議会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告
- 2 所有者不明土地を隣接地とする土地に関する対応について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について
- 4 登記所備付地区の作成について
- 5 役員選任に関する検討について
- 6 各部等事業計画の実施状況と今後の取組について

18日

第2回特別研修運営委員会

<議題>

- 1 役割分担について
- 2 第11回土地家屋調査士特別研修について
- 3 研修部事業と特別研修事業の分離について

24日

第1回登記基準点評価委員会

<協議議題>

- 1 委員の構成について
- 2 登記基準点についての指導・連絡
- 3 登記基準点の認定作業及び検定について

- 4 登記基準点認定に係る規則等について
- 5 冊子「登記基準点」の改訂版の発刊について
- 6 ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討
- 7 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

10月

1日、2日

第1回筆界特定制度推進委員会

<協議議題>

- 1 委員の構成について
- 2 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
- 3 筆界特定制度の検討及び指導
- 4 研修要領(モデル)の作成について

6日、7日

第3回社会事業部会

<協議議題>

- 1 受託体制の整備
- 2 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発
- 3 「空家問題」への土地家屋調査士の役割について
- 4 土地家屋調査士会ADRセンターの今後の在り方について

7日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 FIG2016クライストチャーチ(ニュージーランド)大会への参画について

第1回研究テーマ「最新技術」会議

<議題>

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について
- 2 UAV及びGISについて

7日、8日

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の新設(案)について
- 2 有限会社桐栄サービス取締役(常勤役員)の職について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について

<協議事項>

- 1 平成27年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 3 第31回写真コンクールについて
- 4 平成28年度の「土地家屋調査士の日」に行う企画について
- 5 メディアを利用した広報活動について
- 6 土地家屋調査士白書の作成について
- 7 人材育成事業について
- 8 空家問題に関するアンケートの実施について
- 9 国際地籍シンポジウム予備会議(台湾)への出席者について
- 10 全国ブロック協議会会長会同の開催回数について

第4回常任理事会業務監査

13日

第2回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 「愛しき我が会、我が地元」終了後の連載記事について
- 4 「危機管理(災害への備え)」について
- 5 会報の編集状況について

14日、15日

第2回監査会

15日

第10回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

15日、16日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の新設(案)について
- 2 役員選任に関する検討特別委員会委員の選任について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について

<協議事項>

- 1 平成27年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 平成28年度の「土地家屋調査士の日」に行う企画について
- 3 メディアを利用した広報活動について
- 4 土地家屋調査士白書の作成について
- 5 人材育成事業について

第4回理事会業務監査

編集後記

炬燵開き・亥の日(玄猪)・亥の子餅

毎号2会の土地家屋調査士会にご寄稿いただく「愛しき我が会、我が地元」は、まもなく全国50会を一巡します。地元を愛しく思う人は幸せ者、会員が所属会に対して同様の思いを抱いて、各会が発展されるようにとの願いを込め前広報部が企画した連載です。各会の色とりどりの発信は、感心したり、元気づけられたり、思いを馳せたりと、それぞれに興味深く、広報部では寄稿が一巡で終わられるはずはないとパート2突入を決めました。2巡目の執筆もどうかよろしく、そして、どうぞお楽しみに。

さて、山々の木々は一層艶やかな衣をまとい、秋は深まります。はや暦の上では8日が立冬、冬支度に取りかかる時期です。朝夕冷え込み、日中の陽射しも弱まってきて、冬が近いことを感じさせます。エアコンが主流となった現代ですが、近年はエコな暖房器具として炬燵が再び注目集めているようで、家族の団欒、どことなく人の温かさが感じられて好まれているようです。

私の幼い頃の記憶の中にある炬燵も優しさに包まれています。炬燵に首まで入って、温もりをすべて手に入れ

る不思議な安堵感。潜り込めば点いたり消えたり神秘的な赤い異空間。夜はテレビ見ながら眠ってしまうと、抱きかかえられ布団まで運んでもらえる。眠ったふりしてたときもあったような、皆さまの記憶も温かいですか？

古風には、火鉢・炬燵を出すのは、旧暦十月亥の日(玄猪)。火の陽に対して陰の月の十二支の中でも極陰の動物になる亥の日に火の用心的な習慣としてとか、猪は火の神である愛宕神社のお使い、火の祟りを受けない、火事にならないとの風習からとかいわれます。

また、玄猪には、亥の刻(午後9～11時)に亥の子餅を食べる行事があり、猪は多産で子孫繁栄に結びついて広まり、家族で健康を祈ります。古くは平安時代の「源氏物語」の「葵」の巻にも亥の子餅は登場しています。

木枯らし1号は秋の終わりと冬の到来を告げ、寒暖の差は激しく、日一日と寒さが加わります。やがて、初雪の便りが届き、初霜が降り始めると、辺りは冬の佇まい。皆さまノロウイルスとインフルエンザの予防対策を、くれぐれもお忘れなきように。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社